

下呂市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関し基本的な事項を定めることにより、市の基本的な政策、計画等（以下「政策等」という。）の形成過程における公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画や開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 市が政策等の案を策定する過程において、当該案及び関連資料を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して政策等の決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方及び考慮結果を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（市長が管理者となっている公営企業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 政策等に関し利害関係を有する個人、法人その他の団体

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画、各行政分野における基本計画や構想の策定及びこれらの改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定、及び重要な変更
- (4) その他市長が特に必要と認める政策等

(適用除外)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる事項のうち次の各号いずれかに該当するものについて、パブリックコメントを行わないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は改定若しくは改廃の内容が軽微なもの
 - (2) 法令その他の規程によりパブリックコメントと同等の手続を行うもの
 - (3) 実施機関が、パブリックコメントと同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
 - (4) 実施機関の附属機関が、パブリックコメントと同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
 - (5) 政策等の案の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- 2 実施機関は、前項の規定によりパブリックコメントを行わない場合は、その理由を明示して公表するものとする。

(パブリックコメントの方法等)

第5条 実施機関は、政策等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的、背景等当該政策等の案を理解するために必要な資料も公表するものとし、併せて意見等の提出先、提出方法、提出期間、代替フォーマットの提供や提出支援に関する情報等必要な事項を明示するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載、市の担当窓口及び振興事務所での資料の閲覧及び配付その他実施機関が適当と認める方法により行う。また必要に応じ、市広報への意見募集の告知（案件名、期間、資料入手方法等）の掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

- 3 実施機関は、公表した政策等の案を誰もが閲覧できるよう努めるものとする。

(意見の募集期間)

第6条 実施機関は、政策等の案を公表した日から30日以上期間を設けて、政策等の案に対する

意見を募集するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

(意見提出の方法)

第7条 意見の提出方法は、次の各号に掲げる方法により行い、電話又は口頭による意見の提出は、意見内容の正確な把握のため、原則として受け付けない。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 意見を提出する市民等は、氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人その他の団体にあつては、所在地）を明らかにするものとする。ただし、提出された氏名、住所等の個人情報、意見内容の確認等、本手続の目的以外には使用せず、公表しない。

(意見の取り扱い及び公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分に考慮し、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見の概要、これに対する実施機関の考え方、提出された意見を考慮した結果（意見を受けて案を修正した場合はその内容、修正しなかった場合はその理由を含む。）及び意思決定の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、下呂市情報公開条例（平成16年下呂市条例第20号）第7条各号に規定する非公開情報については除くものとする。

3 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち、類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。

4 第5条第2項及び第3項の規定は、第2項の公表について準用する。

(実施状況の把握及び公表)

第9条 市長は、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況について、毎年度取りまとめ、実施案件一覧、案件ごとの意見提出数、提出された意見の概要、考慮結果の概要（政策案への反映状況）、適用除外とした案件とその理由等を含む年次報告書を作成し、市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、手続の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。